

小山町中小企業経済変動対策資金利子補給金の申請の流れ

交付申請	静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症枠）の申込み後に、本人または金融機関により申請書を町商工観光課窓口へ提出	
	提出書類	①小山町中小企業経済変動特別対策資金利子補給金交付申請書（様式第1号） ②静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症枠）による融資を受けたことが分かる資料 ※保証決定の通知書及び金銭消費貸借契約書の写し等 ③金融機関が発行する返済予定表の写し ④要綱第2条第1項の条件を満たしていることを証明する納税証明書等（滞納の無い証明書） ※町税務課で取得できます。
	提出期限	融資実行後20日以内。

申請書提出後、町から本人に交付決定通知書を送付（2週間以内）

町から本人に実績報告提出等の手続きのお知らせを送付

実績報告 (最大4回)	交付決定を受けた後、実績報告に基づき、 <u>6か月分ごと</u> にまとめて利子補給金を交付します。 ※最大24か月分	
	提出書類	①小山町中小企業経済変動特別対策資金利子補給金実績報告書（様式3号） ②元利子支払証明書（様式第4号）
	提出期限	交付の決定を受けた日の属する月から起算して7か月後まで（2回目以降は <u>6か月ごと</u> ） 例：令和2年5月に交付決定を受けた場合 1回目→令和2年11月 2回目→令和3年5月 3回目→令和3年11月 4回目→令和4年5月

実績報告提出後、町から本人に交付額確定通知書を送付（2週間以内）

請求 (最大4回)	交付額確定通知書を受けた後、町商工観光課へ請求書を提出	
	提出書類	①小山町中小企業経済変動対策資金利子補給金請求書（様式第6号） ②口座登録申請書 ※振込先の口座を町に登録していない場合
	提出期限	交付額確定通知書日から10日以内

請求書に基づき、30日以内に指定された口座に振込みをします。

この枠内の手続きは最大で4回行っていただきます。